

甲賀市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査（前期分）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月1日

甲賀市監査委員 山本 哲雄

甲賀市監査委員 戎 脇 浩

令和 5 年 度

定期監査結果報告書（前期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和5年度定期監査のうち、9月から11月までの実施分を前期分としてその結果を報告するものである。また、6月に実施した施設監査についても併せて報告する。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和5年度中の当該月日等を指すものである。(例：11月=令和5年11月、1月4日=令和6年1月4日))

1 監査の対象

- (総合政策部) 秘書広報課、危機管理課、政策推進課、市民活動推進課、
土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、
甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センター、情報政策課
- (総務部) 総務課、人事課、財政課、マネジメント推進室、管財課、契約検査課、
税務課
- (市民環境部) 市民課、保険年金課、生活環境課、環境未来都市推進室、人権推進課
- (健康福祉部) 地域共生社会推進課、生活支援課、障がい福祉課、家庭児童相談室、
長寿福祉課、すこやか支援課、新型コロナウイルス感染症対策室、
医療政策室、水口医療介護センター、信楽中央病院
- (上下水道部) 上下水道総務課、上水道課、下水道課
- (行政委員会) 選挙管理委員会事務局

なお、次の施設においては施設監査を実施した。

- (こども政策部) 子育て世代包括支援センター
- (教育委員会事務局) 西部学校給食センター

2 監査の期間

施設監査：令和5年6月7日(水)

定期監査：令和5年9月28日(木)から11月16日(木)まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、主な着眼点は次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預り金等の管理は適正に行われているか。
- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来指摘事項等は是正されているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、指摘事項には至らないが、所見を個別に記した。

5 監査の概要

総合政策部

秘書広報課

(1) 監査年月日

11月2日(木)

(2) 業務概要

秘書広報課の業務は、秘書係が担当する市長及び副市長の日程調整、渉外、交際費等の秘書業務、褒章、叙勲及び表彰に関すること、広報広聴係が担当する広報紙の編集発行、市ホームページの運用管理、報道機関との連絡調整、世論の広聴やまちづくり出前講座に関することなどであり、課長以下8人体制で行われている。

(3) 監査事項

市民に伝わる広報を目指して「広報こうか」を毎月1回発行している。現在は新聞折込を基本として配布しているが、年々新聞購読世帯が減少する中、広報紙にふれるきっかけづくりのため、5月号ではポスティングによる全世帯への配布を試行した。今後の広報紙の配布について、引き続き有効な方法を検討している。

分かりやすい情報発信となるよう、専門的知識・実務的なノウハウを有する「広報活動アドバイザー」を民間の人材に依頼し、広報紙の編集やSNSの配信内容について指導・助言を得ながらスキルアップに取り組んでいる。また、若者世代から支持を集めている心理イラスト作家を広報大使として委嘱し、若者世代へ向けた情報発信を行っている。

市民意識調査事業では、市民ニーズに即した施策やサービスを構築するため、市民の市政についての意見や評価を統計的に把握し分析する市民意識調査を10月に実施している。調査は、無作為抽出した18歳(調査によっては16歳)以上の市内在住者9千人に対し、住みやすさ、幸福度、市への愛着、魅力、市政への関心などの項目について行っている。

(4) 所見

広報紙発行支援業務委託については、プロポーザル方式にて契約しているが、結

果的には2者が隔年で受注している。競争入札による選定を検討されたい。

危機管理課

(1) 監査年月日

11月2日(木)

(2) 業務概要

危機管理課の業務は、防災危機管理係が担当する消防・防災、災害対策に関すること、安全安心推進係が担当する地域安全安心ネットワーク会議、安全管理の推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む9人体制で行われている。

(3) 監査事項

災害対策事業では、防災システムの運用と自主防災組織の強化補助や防災士の育成を行っている。多羅尾豪雨水害70周年講演会・ワークショップを多羅尾区、信楽防災士会と市の三者共催により7月に開催し、250人の来場者があった。

消防関係施設については、消防施設長寿命化計画に基づき、柏木公民館の改築と連動させ、併設されている消防車庫の更新を行っている。

消防団員の減少は全国的な課題であるが、定数や組織再編等について消防団と協議・検討を行うとともに、団員の処遇改善の実施、団行事の縮小・集約化により団員の負担軽減を行っている。また、消防団に積極的に協力している事業所等に対して、表示証を交付する「消防団協力事業所制度」を創設し、団員が活動しやすい環境整備に取り組んでいる。

(4) 所見

消防団活動補助金の交付要綱について、実績報告に対する帳簿等の備付けや立入検査について規定されたい。

政策推進課

(1) 監査年月日

11月2日(木)

(2) 業務概要

政策推進課の業務は、政策推進係が担当する市行政の総合調整、総合計画及び実施計画、ふるさと納税、広域連携の調整、地域おこし協力隊、結婚支援に関すること、オール甲賀推進室が担当する重要施策の企画及び調査、中山間地域の活性化、地域別ランドデザイン、移住定住促進、若者政策に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む9人体制で行われている。

(3) 監査事項

第2次総合計画第2期基本計画を進めるためのアクションプランとして令和3年9月に策定した実施計画については、毎年度進捗状況を把握し、必要に応じて見直すこととしており、令和6年度予算の概算要求資料として改定を予定している。

移住定住促進事業では、地域おこし協力隊を新たに2人採用した。今回のテーマは空き家の活用、移住定住の促進等としており、隊員とも連携しながら移住定住に関する情報発信を行っていく予定である。また、東京圏からの移住者に対する移住・定住促進事業補助金の申請が2件あった。

ふるさと納税推進事業では、寄附目標額を4億円としており、今年度はポータルサイトに1者追加したほか、信楽焼やお茶等の魅力的な資源を生かした返礼品を充実させて、地域経済の活性化につなげている。

結婚支援事業では、結婚支援員による結婚相談会を月2回開催し、婚姻件数の増加につながるよう取組を進めている。また、新婚世帯への経済的支援を目的として要件を満たした世帯への結婚新生活支援補助を行っている。

(4) 所見

国土強^{じん}靱化地域計画については、計画計上事業の実施状況と新年度に予定している事業を年度末に把握しているとのことだが、進捗管理の方法を再考されたい。

移住・定住促進事業補助金交付要綱に規定されている立入調査については、居住確認の方法を再考されたい。

市民活動推進課

(1) 監査年月日

11月2日（木）

（2）業務概要

市民活動推進課の業務は、市民活動推進係が担当する区・自治会、自治振興会など地域コミュニティの支援、NPO・市民活動団体等テーマコミュニティの支援、地縁団体、まちづくり活動センター、地域市民センター及びコミュニティセンターの管理運営に関すること、多文化共生係が担当する国際交流、多文化共生に関することなどであり、課長以下水口管内のセンター長3人（再任用職員）、会計年度任用職員4人を含む14人体制で行われている。

（3）監査事項

多文化共生推進事業では、人口減少が進む中、外国人人口は増加傾向にあり、第2次多文化共生推進計画に基づく施策を展開している。また、令和6年度に（仮称）多文化共生センターを開設する予定であり、外国人の生活相談、日本語教室、外国にルーツのある子どもの学習支援などの実施に向けて関係機関等との調整を進めている。

市民協働事業提案制度事業は、地域における課題を様々な専門的知見をもつ市民活動団体等とともに解決するための取組であり、今年度は3事業を実施している。

自治振興交付金交付事業では、自治振興交付金を交付することで各地域の活動を支援するとともに、設立から12年が経過する自治振興会制度の見直しを進めている。

（4）所見

地域市民センターの窓口用釣銭については、現物確認に併せて現金有高帳と照合されたい。

区・自治会等への補助金の立入検査については、必要があれば監査委員と連携して実施することも検討されたい。

国際交流協会補助金の交付要綱は内規扱いとされており、条項も第5条までとなっている。補助金を交付する以上、関係帳簿の保存や立入検査等詳細に規定されたい。

市民協働提案制度に基づく負担金の支出にあたっては、交付要綱に帳簿類の5年

保存は規定されているが、それを確認するための立入検査の実施についての規定を追記されたい。

中核の地域市民センター共通事項

(監査年月日)

11月2日(木)

(業務概要)

中核の地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防・防災、市税及び料金等の収納、し尿汲取り券・粗大ごみ処理券の販売、マイナンバーカードの交付・更新、施設管理に関することなどである。

(監査事項)

中核の地域市民センターは、各地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。マイナンバーカード関連業務など窓口業務は広範囲に及んでいる。地域からの要望対応をはじめとして、多岐にわたる業務を本庁各課と連携して行っている。

土山地域市民センター

(1) 業務概要 (※共通事項は7頁参照)

土山地域市民センターの業務は、所長以下地域振興課付のセンター長1人(再任用職員)、会計年度任用職員2人を含む10人体制で行われている。

(2) 監査事項 (※共通事項は7頁参照)

当該地域は高齢化が進んでおり、窓口にはいろいろな悩み事を相談に来られる。職員は、丁寧に寄り添って対応することを心掛けている。

自治振興会では、来年度に向けコミュニティセンターの指定管理や地域マネージャーの地域雇用などについて悩んでおられるところも多いため、市民活動推進課と

連携してサポートに努めている。

(3) 所見

相談業務に重点を置いた職場づくりに引き続き取り組まれない。また、地場産業を生かした接遇など、地域をPRする取組も検討されたい。

甲賀大原地域市民センター

(1) 業務概要 (※共通事項は7頁参照)

甲賀大原地域市民センターの業務は、所長以下地域振興課付のセンター長1人(再任用職員)、会計年度任用職員3人を含む12人体制で行われている。

(2) 監査事項 (※共通事項は7頁参照)

コミュニティセンターの指定管理及び地域マネージャーの地域雇用について、自治振興会へは、地域の特性を生かした活動のために積極的に取り組んでいただくよう推進しているが、甲賀地域の3自治振興会では、地域の事情や様々な意見や考え方が異なるため、自治振興会により対応が異なり、それぞれに応じた柔軟な進め方が求められている。

(3) 所見

机上をはじめ、ごみ箱にも個人情報があるリスクがあるので、退庁に際しては放置されていないことを確認されたい。

甲南第一地域市民センター

(1) 業務概要 (※共通事項は7頁参照)

甲南第一地域市民センターの業務は、所長以下地域振興課付のセンター長1人(再任用職員)、会計年度任用職員5人を含む14人体制で行われている。

(2) 監査事項 (※共通事項は7頁参照)

窓口対応については、戸籍事務や福祉や年金の相談など、専門的な知識を要する業務もあり、届出の内容によっては対応する職員が限定されるものもある。人数が限られた職員体制の中で、担当以外の業務についても全職員が対応できるよう、マニュアル作りを係長が中心となって現在行っているところである。

(3) 所見

机上をはじめ、ごみ箱にも個人情報が入っているリスクがあるので、退庁に際しては放置されていないことを確認されたい。

信楽地域市民センター

(1) 業務概要 (※共通事項は7頁参照)

信楽地域市民センターの業務は、所長以下地域振興課付のセンター長1人(再任用職員)、会計年度任用職員4人を含む13人体制で行われている。

(2) 監査事項 (※共通事項は7頁参照)

自治振興会によるまちづくり制度の見直しが進められている。特に指定管理への移行や地域マネージャーの地域雇用などは、センター職員も各自治振興会での会議に全て出席して、直接生の意見を聞いて課題の把握や意向を確認しながら、スムーズに変更できるよう進めている。

(3) 所見

限られた人員ではあるが、地域に溶け込み住民と向き合いながら、選ばれるまちづくりを進められたい。

情報政策課

(1) 監査年月日

11月2日(木)

(2) 業務概要

情報政策課の業務は、システム管理係が担当するコンピュータによる各種事務処理、情報管理及び諸資料の作成、電算システムの開発・管理運用、個人情報の保護及び電算システムのセキュリティに関すること、情報基盤整備推進係が担当する音声放送端末機等の地域情報化基盤整備、施設の管理・運営に関すること、ICT推進室が担当する情報通信技術の活用及び施策の推進、地域情報化の推進、ICTに係る人材育成に関することなどであり、課長以下8人体制で行われている。また、このほかに受託会社の3人の常駐SEがシステム管理係の業務に携わっている。

(3) 監査事項

情報系システム管理事務では、より良いシステム運営に向けての改善を図るため、次年度の情報系機器・ネットワーク等の更新の準備やテレワーク環境の構築を進めている。

地域情報基盤整備事業では、本市の地域情報化を支える地域情報基盤施設の保守管理や機器の更新を行っている。また、今後直面する地域情報基盤施設の老朽化や高度化等への対応について、調査や検討を行っている。

スマートシティ推進事業では、ICTを積極的に活用し、市役所の生産性を向上させるとともに、市民サービスの向上や地域活性化につながる事業を展開しており、行政手続オンライン化の拡大やDX推進に係る人材育成研修会の開催等を行っている。

(4) 所見

地域情報基盤施設の今後のあり方については、困難な部分もあるが避けては通れない課題であるので、引き続き様々な角度から検討を進められたい。

総 務 部

総務課

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

総務課の業務は、総務統計係が担当する市議会、庁議、財産区、文書の保存及び管理、基幹統計調査、他部の所管に属さない事項に関すること、法務係が担当する条例・規則等の制定・改廃・審査、情報公開・個人情報保護、行政不服審査、訴訟等、コンプライアンス、法律相談に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む11人体制で行われている。

(3) 監査事項

市議会の招集告示、議案書及び提案理由の取りまとめ、議案質疑、一般質問、代

表質問の答弁調整のほか、庁議は部長会議と次長会議をそれぞれ毎月2回開催している。

文書管理については、電子決裁による紙の削減に取り組むとともに、今年度から附属機関である公文書等管理審議会を設置し、歴史公文書等の適正な管理に努めている。

また、職員の法務能力の向上については、法制執務研修等を重ねている状況であり、職員自らが資質を高める必要性を感じるよう働きかけを行っている。さらに、社会的妥当性を逸脱した苦情等については、対応マニュアルに基づき、組織的に対応できるよう研修を行うとともに、苦情等の対応記録を残して事後対応に備えている。

(4) 所見

切手の在庫確認に際し、当面使用しないものについては数量確認の上、封緘^{かん}するなど省力化されたい。

情報公開請求への対応については、資料のコピー代を徴取しているが、相応の手数料等の設定を検討されたい。

不当要求や苦情受付など対応に苦慮した際の記録は、媒体を問わず即時に部長まで情報共有できる方策を確立されたい。

甲賀広域行政事務組合への負担金については、積算根拠等要求内容を把握し過大な予算額とならないよう留意されたい。

甲賀市役所庁舎総合案内及び電話交換業務委託については、プロポーザル方式によらない業者選定も検討されたい。

人事課

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

人事課の業務は、人事政策係が担当するひとづくり制度の運用、テレワークの推進、中長期を見据えた人材育成・人材確保に関すること、人事係が担当する職員の

任免・服務・分限・懲戒、採用・選考・研修、勤務条件、衛生管理・安全衛生、公務災害に関する事、給与係が担当する職員の給与、共済・福利厚生、退職手当に関する事などであり、課長以下12人体制で行われている。

(3) 監査事項

昨年度再構築を行った人事評価制度は、「ひとつづくり制度」と名称を改め運用を開始している。全管理職を対象とした研修を実施し、制度の浸透と評価スキルの向上に努めている。

人材確保と人材育成については、土木技術職員確保のための大学訪問の実施や、県内11市合同での公務員フォーラムを11月に開催予定である。また今年度は、主体的に課題解決のプロセスを習得することや職員間の連携強化を目的として主査級職員先進地視察研修を実施しており、5人から6人のグループで他自治体や民間の先進地へ研究視察を行っている。

職員の健康支援については、メンタル不調者の早期発見と早期対処のため共済組合のカウンセラー派遣と市独自のカウンセラーを設置し、加えて人事課所属の保健師面談などにより長期休職の未然防止に努めている。

(4) 所見

各種研修会・視察等の復命書について、課長までの決裁となっている。部長次長からも職員に対して訓育が必要と考えるため、復命書は必要に応じて部長次長に回覧等することを検討されたい。

各課長が管理監督者として、所属内の時間外勤務の内容や所要時間等の実態把握ができる方策を検討されたい。

財政課

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

財政課の業務は、財政係が担当する財政全般の企画、予算編成と執行管理、財政状況の調査・公表、中長期財政計画、公会計に関する事などであり、課長以下6

人体制で行われている。

(3) 監査事項

状況に応じた予算編成として、今年度は、新型コロナウイルスワクチン接種事業やエネルギー・食料品の高騰対策、甲南B & G海洋センターの改修工事、柏木コミュニティセンター整備事業等、適時補正予算を編成し対応している。

今後の財政運営については、昨年度からのエネルギー価格の高騰等に起因する物価高騰は依然収まる気配がなく、厳しい状態となっている。合併特例事業債の発行期限は令和6年度末であり計画的に事業を推進しているが、物価高騰の影響により想定以上に事業費が膨らんでおり、資金手当てに苦慮している。

(4) 所見

合併特例事業債の発行期限の到来等、厳しい財政状況が今後見込まれるが、新しい財源の確保等に取り組み、中長期財政計画に示す健全な財政運営にあたられたい。

統一的な基準による公会計作成支援業務委託については、単に財務書類を作成するだけでなく、本市の財政運営に対するアドバイスについても委託業務に加えられないか検討されたい。

財源の根幹である税・料金の未収金対策における課題共有のため、税・料金等滞納特別対策推進本部収納対策部会のメンバーに加わったとのことだが、今後においても全体把握のため積極的に参画されたい。

マネジメント推進室

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

マネジメント推進室の業務は、マネジメント推進係が担当する行政改革、行政評価、公民連携、指定管理者制度、公共施設マネジメントに関することなどであり、課長以下4人体制で行われている。

(3) 監査事項

令和7年度からの次期総合計画基本計画の期間開始に向け、施策を実現するためにより有効な事務事業となるよう、事務事業評価制度の改定に取り組んでいる。

また、社会貢献意識の高まりを見せる民間事業者等との連携や協働により、今後一層増加することが予想される市民ニーズの複雑化、高度化により行政だけでは対処が困難な課題に対応するため、公民連携ガイドラインの策定に取り組んでいる。

公共施設等マネジメント推進事業では、公共施設等総合管理計画を確実に実行するため、令和3年3月に策定した第1期行動計画に基づき、各施設の適正配置や長寿命化、適正管理を推進している。

(4) 所見

公共施設等総合管理計画の推進や公共施設使用料の見直しなどは避けて通れないものであるため、丁寧かつ着実に進められたい。

管財課

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

管財課の業務は、財産管理係が担当する財産の取得・管理・処分、庁舎の維持管理及び公用車の運行管理に関することなどであり、課長以下5人体制で行われている。

なお、これまで管財課内に契約検査係が置かれていたが、4月の機構改革により分離して新たに設置された契約検査課に業務を移行している。

(3) 監査事項

公有財産の適正な維持管理を行うとともに、未利用となっている普通財産について、市の自主財源確保を目的として貸付や売却処分に努めている。また、普通財産の除草、危険木伐採については、近隣地権者からの依頼が年々増加の傾向にあり対応に苦慮している。

庁舎や公用車については適正な維持管理に努めているが、昨年度の甲賀市環境未来都市宣言を受け、カーボンニュートラルの実現に向けた庁舎施設のエネルギー消

費の省エネ・再エネ化や公用車の電気自動車等ゼロエミッション車への転換が求められている。

(4) 所見

普通財産の賃貸借に係る契約書については、会計課内金庫に保管の上、年に一度^{しっかい}悉皆調査する際に、いつ誰が確認したか記録を残されたい。また、土地建物貸付収入については、適切な時期に調定を行った上で入金状況を管理されたい。現地の状況についても確認の上、記録を残されたい。

行政財産の占用料の納期は原則年度末だが、定期的に入金状況を把握されたい。

契約検査課

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

契約検査課の業務は、契約検査係が担当する各種契約の審査、入札参加資格の審査、登録、工事等の入札や検査に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む5人体制で行われている。

なお、契約検査課は、4月の機構改革により管財課から分離して新たに設置された。

(3) 監査事項

入札は23回、226件執行している。そのうち、電子入札システムにおいて工事82件、委託(建設コンサル)53件を執行しており、入札事務の効率化と入札参加者の負担軽減を図っている。

また、今年度の上半期には特記仕様書の誤り等による入札中止が2件発生していることから、起工時には十分な確認と審査が必要となっている。

工事の発注時期に偏りがあり、繁忙期には技術者や資機材の不足に伴う入札不調が発生している。年間を通じて工事稼働件数を安定させることで、入札不調・不落の抑制や公共工事の担い手確保、発注担当者の事務の負担軽減を図っていくことが課題となっている。

(4) 所見

入札不調・不落抑制のため、年間を通じた公共工事の発注時期の平準化を図ら
たい。

税務課

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

税務課の業務は、市民税係が担当する市・県民税、軽自動車税、国民健康保険
税、市たばこ税などの賦課・調定に関すること、資産税係が担当する土地・家屋の
評価、固定資産税の賦課・調定に関すること、収納推進係が担当する市税等に係る
収納管理・還付充当、口座振替・コンビニ収納に関すること、滞納債権対策室が担
当する滞納管理、納税相談、滞納処分、執行停止・不納欠損に関することなどであ
り、課長以下会計年度任用職員5人を含む33人体制で行われている。

(3) 監査事項

市政運営における貴重な財源確保と税・料金等の負担の公平性の観点から、税・
料金等収納向上対策強化計画(アクションプラン)に基づき、税・料金等の収納率
の向上、滞納繰越分の削減に向けた取組を推進している。

口座振替やコンビニ収納のほか、スマートフォン決済アプリを導入して納付方法
の拡充を図っている。また、地方税共通納税システムによる電子納付に今年度から
新たに固定資産税と軽自動車税を追加している。今後も納付環境の整備に努め、よ
り一層、期限内納付の徹底を呼びかけることとしている。

今年度の差押件数は、9月末日現在で不動産3件、預貯金14件、給与年金44
件、その他6件となっており、引き続き、法に基づいた適切な債権管理の取組を強
化していく。

(4) 所見

各種研修会・視察等の復命書について、課長までの決裁となっている。部長次長
からも職員に対して訓育が必要と考えるため、復命書は必要に応じて部長次長に回

覧等することを検討されたい。

滞納繰越抑制のため県から派遣された職員に帯同し、税務事務に係る各種手法や知識等の習得に努められたい。

市民環境部

市民課

(1) 監査年月日

9月28日(木)

(2) 業務概要

市民課の業務は、市民窓口係が担当する戸籍・住民異動に係る諸届や申請受付、諸証明書の交付、マイナンバーカード・住民基本台帳カードに関すること、戸籍住民係が担当する住民基本台帳、戸籍、人口動態調査、マイナンバーカードの交付等に関する事などであり、地域市民センターと連携調整を図りながら課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員9人を含む24人体制で行われている。

(3) 監査事項

マイナンバーカードの申請件数は8月31日時点で72,353件、うち交付件数は69,381件であり、申請率は81.3パーセント、交付率は77.9パーセントとなっている。また、マイナンバーカードを使用したコンビニ等での証明書交付は12,798件で、交付数全体の37.1パーセントを占めている。

窓口業務については、業務の一部をアウトソーシングし、民間活力を活用することで業務の効率化を図っている。また、フロアアシスタントを1人増員して利用者へのきめ細やかな対応に努めている。10月からは証明書発行の「書かない窓口」の実証実験を開始する。

(4) 所見

担当者が毎日行っている窓口の釣銭管理について、管理簿を作成されていない。毎日確認している旨の記録を残せるよう管理簿を作成されたい。

保険年金課

(1) 監査年月日

9月28日(木)

(2) 業務概要

保険年金課の業務は、国保年金係が担当する国民健康保険被保険者の資格、保険給付、特定健康診査・特定保健指導、国民年金の資格・裁定請求等に関する申請受付に関すること、後期高齢者医療係が担当する後期高齢者医療被保険者の資格、医療の給付、保険料の徴収、福祉医療に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む17人体制で行われている。

(3) 監査事項

国民健康保険事業の運営については、被保険者への医療給付や療養費、高額療養費、出産育児一時金等の支給を行っている。8月末現在の加入者は、10,369世帯、被保険者数16,009人で、前年度より858人減少した。

特定健康診査・特定保健指導については、今年度目標値(特定健診受診率60パーセント、特定保健指導実施率60パーセント)達成に向け、すこやか支援課と連携して、がん検診と同時に行うなど受診率向上に努めている。

後期高齢者医療事業では、75歳以上あるいは65歳以上で一定の障がいがある方を対象に、9割から7割の医療給付を行っている。8月末現在の被保険者数は、13,713人で、前年度より505人増加している。

福祉医療費助成事業では、小学1年生から中学3年生までの児童を対象に医療費全額を助成しているほか、乳幼児、重度心身障害者、母子・父子家庭等、低所得老人、重度精神障害者に対する助成を行っている。

今年度は国民健康保険保健事業実施計画(第2期データヘルス計画)の最終年度であり、すこやか支援課と連携して事業を進めるほか、これまでの取組の評価やレセプト等のデータから課題を明らかにし、次期計画を策定しているところである。

(4) 所見

各種研修会・視察等の復命書について、課長までの決裁となっている。部長次長からも職員に対して訓育が必要と考えるため、復命書は必要に応じて部長次長に回

覧等することを検討されたい。

レターパック、切手の管理について、束の状態で保管しているものは帯封に課長の封印をされたい。

令和4年度決算の収入未済が令和5年度予算に調定されていない。財務会計システムで自動的に調定されないなら、忘れないように年度間の引継ぎをされるか、マニュアルを作成されたい。

データヘルス計画に掲げた目標について、成果が得られるよう確かな取組を検討されたい。

75歳になり後期高齢者医療制度に移行した際に発生する未納については、その理由を分析の上、防止策を検討されたい。

生活環境課

(1) 監査年月日

9月28日(木)

(2) 業務概要

生活環境課の業務は、防犯交通対策係が担当する交通安全の普及啓発、防犯対策の推進、市営駐車場の管理に関すること、生活環境係が担当する一般廃棄物の収集と処理、ごみの減量、資源リサイクルの推進、自然環境の保全に関すること、消費生活センターが担当する消費生活相談に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員7人を含む16人体制で行われている。

なお、4月の機構改革により、これまでの環境政策系の業務の内、政策的な部分を環境未来都市推進室に移し、環境保全に係る部分を廃棄物対策係と統合し、生活環境係に改名された。また、生活環境課内に置かれていた環境未来都市推進室は、分離して部内室に格上げされた。

(3) 監査事項

あんぜん・あんしんなまちづくり事業では、各種団体等と連携を図り、防犯意識の啓発を行い、犯罪のないまちづくりを推進するため、防犯のぼり旗の購入や街頭啓発活動、防犯教室の開催、広報活動などを行っている。

防犯灯整備事業では、市管理の防犯灯を計画的にLEDに交換することで、省エネルギー化とランニングコストの低減を図っている。また、防犯灯の増設を9基予定している。

ごみ収集事業では、高齢者世帯等で集積所までのごみの搬出が困難な世帯に対する戸別収集事業を昨年度から実施しており、9月1日現在で52世帯に支援している。

(4) 所見

地域防犯カメラ等設置補助金については、各地域で設置が促進されるよう制度の周知に努められたい。

民事的案件も含め、生活環境に関する苦情・相談に地道に対応されているが、打開策を講じられるよう引き続き調査研究を進められたい。

環境未来都市推進室

(1) 監査年月日

9月28日(木)

(2) 業務概要

環境未来都市推進室の業務は、環境未来都市推進係が担当する地球温暖化対策実行計画、再生可能エネルギーの推進、地域脱炭素化、地球温暖化対策・エコライフの人材育成及び普及啓発に関すること、環境政策係が担当する環境基本計画、環境審議会に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む6人体制で行われている。

なお、4月の機構改革により、これまで生活環境課内に置かれていた環境未来都市推進室は、分離して部内室に格上げされるとともに、生活環境課の環境政策係を一部編入し、環境施策を一元的に取り組んでいる。

(3) 監査事項

令和4年9月30日に宣言した環境未来都市の実現に向け、市内全体の温室効果ガスの削減目標を定め、本市の状況に即した取組や再生可能エネルギーの導入を進めていく予定である。今年度は、再生可能エネルギーの実施検討調査を行うとともに

に、10月には「未来につながるエコフェスタ」を開催し、環境未来都市実現に向けた機運の醸成を図っている。

(4) 所見

研修の報告は室長にとどまらず、次長や部長、理事にも回覧されたい。

環境未来都市を目指す上で、市民一人ひとりが何ができるのか、何をしなければならぬかを認識していただくことが大事であるため、市民目線で分かりやすい啓発をされたい。

人権推進課

(1) 監査年月日

9月28日(木)

(2) 業務概要

人権推進課の業務は、人権政策係が担当する人権課題に係る総合企画及び調整、住宅新築資金等貸付金の償還事務、地域総合センター・改良住宅の管理運営に関すること、人権教育室が担当する人権教育の推進、人権教育推進協議会等関係団体との連絡調整、人権教育に関する資料収集及び広報に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員3人を含む9人体制で行われている。

(3) 監査事項

人権に関する総合計画の実現に向け、分野別の取組として掲げられた各事業の進捗状況の確認を行い、人権尊重のまちづくり審議会において点検・評価を行っている。また、パートナーシップ制度導入に関する諮問を行っている。

人権教育啓発事業では、人権尊重のまちづくり懇談会を人権教育推進協議会と連携しながら実施しており、区・自治会長及び人権・同和教育推進員を対象にリーダー研修会を実施して地域での幅広い実施を呼びかけた。また、人権教育連続セミナーは、可能な限り集会形式とインターネット動画配信を併用しての実施を予定しており、様々な形での人権啓発に取り組んでいる。

(4) 所見

こうか市民共生ネットワーク、人権教育推進協議会の事務局は人権推進課となっ

ている。会計監査も事務局である人権推進課が受けているが、本来、市役所の業務ではなく、補助金事務も通帳保管も事務局が行っていると外部チェックが入りづらい状況である。自主自立を目指すため、少しずつ事務の移行を進められたい。

行政財産の使用許可において、その公益性等、使用料を免除した理由を対外的に説明できるよう状況把握に努められたい。

こうか市民共生ネットワークにおける市負担金や他の収入の取扱い等、財務に関する取扱いを明文化されたい。

土地・建物の貸借にあたり、契約相手方が現存されているか、更新時に確認されたい。

健康福祉部

地域共生社会推進課

(1) 監査年月日

10月12日(木)

(2) 業務概要

地域共生社会推進課の業務は、地域共生社会推進係が担当する地域福祉計画、重層的支援体制整備事業、避難行動要支援者支援、成年後見制度に関すること、福祉総務係が担当する民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び福祉団体との連絡調整、社会福祉法人の指導監査に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む11人体制で行われている。

(3) 監査事項

地域住民の複合かつ複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施している。

避難行動要支援者支援事業では、災害時の備えとして要支援者名簿を作成し、普段の見守り活動につながるよう関係機関への提供や更新を行っている。また、一人ひとりに合った個別避難計画の作成を進めている。

低所得世帯等臨時特別給付金支給事業では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の給付を行っている。9月1日現在で3,699人に支給している。

(4) 所見

成年後見申立のための収入印紙については現物のみを保管されているが、有高帳も整備の上、在庫管理をされたい。

社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査については、必要があれば監査委員と連携して実施することも検討されたい。

給付金支給事業をはじめ各種行政サービスの手続について、高齢者等には対応が困難なケースもあるので、対象者であるにも関わらず手続をされない場合は市からフォローするよう努められたい。

生活支援課

(1) 監査年月日

10月12日(木)

(2) 業務概要

生活支援課の業務は、生活支援係が担当する生活困窮者の相談業務、自立支援、関係機関との連絡調整、行旅病人に関すること、生活福祉係が担当する生活保護に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5人を含む12人体制で行われている。

(3) 監査事項

生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、子どもの学習支援など、状況に応じた支援を行っている。

生活困窮世帯等の小中学生及び高校生年代に対する学習支援事業「学んでいコウカ」は、8か所で実施しており、夏休み期間中には子どもたちが宿題や課題に専念する学習会を開催した。また、学習支援員が保護者の生活相談に応じるなど、生活環境の向上等を目指した家庭への支援も行っている。

生活保護業務では、生活保護法に基づいて最低限度の生活を保障するとともに、相談や訪問により生活実態を把握して、それぞれの状況に応じた自立支援を行っている。

生活保護費返還金については、対象者が生活困窮世帯であることが多いため徴収が困難な状態である。

(4) 所見

学習支援業務委託において、受託者からの収支決算の報告を市指定の様式で求めているが、既存の決算書で代用可能とするなど受託者の事務の省力化を検討されたい。

生活保護の受給者以外で物価高騰等生活に苦慮している方々へのサポートについても丁寧に対応されたい。

障がい福祉課

(1) 監査年月日

10月12日(木)

(2) 業務概要

障がい福祉課の業務は、施策推進係が担当する手話言語の普及、情報コミュニケーションの促進、日常生活用具給付、障害者手帳の交付に関すること、相談支援係が担当する地域生活支援拠点、自立支援給付管理、障害支援区分の認定調査及び審査会、特別障害者手当に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む17人体制で行われている。

なお、4月の機構改革により、手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例の周知・啓発を含めた障がい福祉施策を推進していくため、自立支援係が施策推進係に改名された。

(3) 監査事項

障がい者基本計画等策定事業では、障がいの有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現、また障がい福祉サービスの提供等を円滑に実施するため、第3次障がい者基本計画の中間見直し及び第7期障がい福祉計画・第3

期障がい児福祉計の策定を進めており、策定委員会で検討を重ねている。

障がい特性に応じた情報コミュニケーション手段の利用促進事業では、令和3年度に施行された手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例に基づき、広報啓発や手話講師養成講座などを実施し、障がい特性の理解や市民意識の醸成に努めている。

(4) 所見

各種研修会・視察等の復命書について、課長までの決裁となっている。部長次長からも職員に対して訓育が必要と考えるため、復命書は必要に応じて部長次長に回覧等することを検討されたい。

滋賀型地域活動支援センター事業費補助金については、交付要綱に関係書類の保存期間と立入検査についての規定をされたい。また、収支の報告様式は事業所の既存書類を代用可能とするなど省力化が図れるよう検討されたい。

家庭児童相談室

(1) 監査年月日

10月12日(木)

(2) 業務概要

家庭児童相談室の業務は、家庭児童相談係が担当する児童福祉の相談及び支援、児童虐待及びドメスティック・バイオレンス(DV)、要保護児童対策地域協議会、里親に関することなどであり、室長以下会計年度任用職員7人を含む14人体制で行われている。

(3) 監査事項

子ども家庭支援ネットワーク事業では、妊産婦や18歳までの子どもとその保護者を対象とした相談や支援を実施し、併せて、要保護児童等の早期発見や要保護児童とその家族等への支援を行っている。また、子ども家庭支援ネットワーク協議会を設置し、虐待を受けるなど保護を要する子ども及び養育支援が特に必要な家庭、並びに特定妊婦に関する情報を交換するとともに、適切な保護、支援のための方策を関係機関と連携し、実施している。

育児支援家庭訪問事業では、児童虐待を未然に防止し、適切な養育の実施を確保するため、子育て不安等の問題を抱える家庭を定期的に訪問し、育児相談や家事支援を行っている。

(4) 所見

ケースは画一的ではなく一つひとつ異なっており、職員のスキルが重要となるので研修等でスキルアップを図られたい。

長寿福祉課

(1) 監査年月日

10月12日(木)

(2) 業務概要

長寿福祉課の業務は、高齢者支援係が担当する老人ホーム入所措置及び費用徴収、高齢者生活支援事業、家族介護支援事業、虐待・措置対応、移動販売モデル事業に関すること、介護保険係が担当する介護認定調査・審査、介護保険料賦課・収納、介護保険の給付や適正化に関すること、地域包括支援室が担当する認知症予防対策、介護予防ケアマネジメント、生活支援体制整備、在宅医療・介護連携事業に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員6人を含む27人体制で行われている。

(3) 監査事項

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の評価を行うとともに、第9期の計画策定を進めている。

移動販売モデル事業については、選定した市内97か所の地域において週1回移動販売車が出向き食料品や日用品を販売しており、買い物だけでなく地域での交流や外出のきっかけとなっている。昨年度に比べ、1人当たりの購入額が増加するなど概ね定着してきており、令和6年度からは自主運営となるよう進めている。

地域包括支援センターの業務委託については、信楽地域包括支援センターの委託先への継続支援とともに、土山地域包括支援センターの業務委託を進めている。甲賀地域包括支援センターの業務委託も進めていたが、業者選定には至っていない。

(4) 所見

地域包括支援センター業務委託については、プロポーザル方式で受託者を選定しているが、その方式の要否を検討されたい。

すこやか支援課

(1) 監査年月日

10月12日(木)

(2) 業務概要

すこやか支援課の業務は、健康増進係が担当する基本健診やがん検診、歯科保健、健康相談、自殺対策に関すること、母子保健係が担当する乳幼児健診、妊婦健診助成、不妊治療等助成、おむつ等支給子育て支援、予防接種に関することなどであり、4保健センター所長兼務課長以下会計年度任用職員3人を含む12人体制で行われている。

(3) 監査事項

平成31年4月に自殺対策計画を策定して対策を進めてきたが、社会全体の自殺リスクを低下させるためには更なる総合的な政策推進が必要となっている。今年度は、第2次自殺対策計画の策定に向けて、自殺対策庁内連絡会議や自殺予防対策ネットワーク会議などで内容の協議を行っている。また、計画内容に反映できるよう、市民意識調査を実施している。

妊娠・子育て世代包括支援事業では、妊娠・子育て期の経済的負担軽減を図り、子育て世代が安心して子どもを産み育て、次世代を担う子どもの健やかな成長をサポートするため、昨年度から事業を開始した、おむつ等支給子育て支援事業（こうかおむつ便）を民間事業所に委託し、産後1年間の見守り訪問を実施している。また、利用者支援事業、産後ケア事業、産前産後サポート事業を実施することで妊娠から子育て期に渡り、切れ目のない支援（こうか版ネウボラ）の強化に取り組んでいる。

保健事業と介護予防の一体的事業では、高齢者の抱える多種多様な健康課題に対応し、健康の保持増進・健康寿命の延伸を図るため、健診で血圧・血糖値の結果が

要医療判定で未受診の人に家庭訪問等を実施して治療につなげるとともに生活習慣の改善を図っている。また、地域で開催されている通いの場で、高血圧を中心に生活習慣病予防や歯周疾患予防の健康教育を行っている。

(4) 所見

所管する切手やはがきの在庫確認省力化のため、動きがない一定量を封緘^{かん}して保管することを検討されたい。

妊娠・子育て世代包括支援事業に関連して、望まない妊娠をされた方へのサポートも検討されたい。

がん患者医療用補正具助成事業については、利用実績も多く施策効果が高いが、助成額の上限額を緩和するよう検討されたい。

がん検診の機会にリスク検診も併せて受けられるよう検討されたい。

新型コロナウイルス感染症対策室

(1) 監査年月日

10月12日(木)

(2) 業務概要

新型コロナウイルス感染症対策室の業務は、新型コロナウイルス感染症対策係が担当する感染症対策のための総合調整、実施事業等の総括、ワクチン接種等感染予防対策、感染拡大の影響を受けている市民生活等の支援、感染症対策に係る情報の収集及び分析に関することなどであり、室長以下相談センターや集団接種会場の会計年度任用職員26人を含む33人体制で行われている。

(3) 監査事項

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等の予防、感染拡大を防ぐため、ワクチンの接種を実施しており、特設会場で集団接種を実施するとともに、市内医療機関における個別接種や福祉施設での接種を進めている。今年度の9月1日現在の接種者数は延べ16,944人となっている。

(4) 所見

監査対象となった委託業務は全て随意契約であったが、次年度以降は契約方法に

ついて検討されたい。

医療政策室

(1) 監査年月日

10月5日(木)

(2) 業務概要

医療政策室の業務は、医療政策係が担当する地域医療政策、医療機関との連絡調整に関することなどであり、室長兼務の次長以下3人体制で行われている。

(3) 監査事項

市立医療機関の経営に関しては、地域医療審議会の議論・答申を踏まえ、具体的な見直しを行っている。水口医療介護センターについては、指定管理者制度を導入するため7月に候補者の選定を行い、信楽中央病院については、経営強化プランの策定を進めている。

また、甲賀地域は県内でも看護師が少なく、公立甲賀病院が看護師不足により病床を余儀なくされている状況である。甲賀看護専門学校の入学生も2年連続で定員割れになっており、看護師の確保と育成が喫緊の課題となっている。今年度は看護師確保対策事業(看護学生PR、復職支援、広告補助、家賃補助)に取り組むとともに、県主催の甲賀圏域看護職員確保検討ワーキンググループでの意見交換や共同事業に参画している。

(4) 所見

看護師確保対策の一つである広告補助については交付要綱作成中とのことだが、帳簿等の保存期間や立入検査が可能との規定を入れるよう検討されたい。また、家賃補助については市内在住者も対象に加えるほか、看護助手も補助対象とするなど制度拡充を検討されたい。

医療従事者確保の一環として、甲賀看護専門学校の環境整備についても働きかけられたい。

水口医療介護センター

(1) 監査年月日

10月5日（木）

（2）業務概要

水口医療介護センターの業務は、診療所としての医療、介護老人保健施設としての介護サービスの提供であり、監査基準日である9月1日時点ではセンター長など医師2人、看護職員10人、非常勤医師13人を含む69人体制で行われていた。

なお、介護老人保健施設ケアセンターささゆりは9月30日をもって閉所している。

（3）監査事項

水口医療介護センターの経営については、地域医療審議会の答申を受け、みなくち診療所は令和6年度当初からの指定管理者制度の導入を決定しており、移行業務を進めている。

また、派遣医師による日曜診療が3年目を迎え、新型コロナウイルス感染症の疑いのある発熱患者をはじめとした多数の患者を診療している。日曜診療は指定管理者制度移行後も継続して実施する予定である。

（4）所見

電話加入権については指定管理者制度導入後も引き続き使用することだが、現在額の根拠について確認されたい。

信楽中央病院

（1）監査年月日

10月5日（木）

（2）業務概要

信楽中央病院の業務は、信楽地域を主な医療圏とする地域医療の拠点病院として、院長など医師5人、看護師20人、非常勤医師6人を含む58人体制で、出張診療所（多羅尾、朝宮、田代）も含め必要な医療業務が行われている。

（3）監査事項

常勤医師5人で内科、外科、小児科及び整形外科を主とする総合診療を行い、回復期の病床を有した医療の提供と、在宅療養支援病院、新型コロナウイルス感染症

対策における重点医療機関の指定を受けて、地域医療を支える中核病院として医療の提供を行っている。

今年度は、総務省からの通知を受け、病院間の役割分担と機能の明確化による連携強化の推進、また、医師・看護師等の確保と働き方改革、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組等ガイドラインに示された内容を盛り込んだ、持続可能な地域医療提供体制を確保するための「信楽中央病院経営強化プラン」の策定に向けて取り組んでいる。

(4) 所見

行政財産の目的外使用・占用許可をしているものについて、期日の管理ができるよう、一覧表を作成し、定期的に確認するようにされたい。

病院治療費の滞納について、税・料金等収納向上対策強化計画（アクションプラン）の進捗状況を事務局内で共有されたい。また本人からの納付が困難な際の保証人への督促など、従来からの徴収事務を継続されたい。

予防接種や検診で来院される方が診察等でも来院いただけるよう、啓発に注力されたい。

看護師や看護助手の人材不足に対し、関係課とともに確保対策の拡充等を検討されたい。

上下水道部

上下水道総務課

(1) 監査年月日

10月5日（木）

(2) 業務概要

上下水道総務課の業務は、経営係が担当する水道事業及び下水道事業の会計・経営分析、水道事業・下水道審議会、職員の服務・給与等に関すること、料金管理係が担当する水道料金・下水道使用料・下水道分担金・負担金等の賦課・徴収・督促等に関することなどであり、課長以下10人体制で行われている。

(3) 監査事項

上下水道料金等の収納率向上対策として、税・料金等収納向上対策強化計画（アクションプラン）に基づき、新たな滞納を増やさないことを第一義に、上下水道料金お客様センターと連携し、未収金の削減に取り組んでいる。電話督促・個別訪問に加えて、速やかな給水停止により少額のうちに収納を進め、滞納額の抑制を図っている。また、回収困難な滞納については、訴訟など法的措置の実施を検討して、早期の収納に努めている。

(4) 所見

各種研修会・視察等の復命書について、課長までの決裁となっている。部長次長からも職員に対して訓育が必要と考えるため、復命書は必要に応じて部長次長に回覧等することを検討されたい。

上下水道の経営戦略に定めた収支計画やその他の取組について、進捗管理に努められたい。

未納対策として電話督促等に注力していただいている。引き続き早期収納に努められたい。

上水道課

(1) 監査年月日

10月5日（木）

(2) 業務概要

上水道課の業務は、工務係が担当する水道施設の設計・施工、水道事業認可に関すること、給水係が担当する給配水管の台帳管理、給水工事申込の受付処理に関すること、維持係が担当する水道施設の維持管理、水質保全・検査に関することなどであり、課長以下13人体制で行われている。

(3) 監査事項

第2次水道ビジョンの基本方針である「安全、強^{じん}靱、持続」に基づき、水口町城東地区、甲賀町上野地区などの老朽管更新工事や水口町三大寺高区配水池などの水道施設更新工事について、事業予算の平準化を図り、安心・安全な水の安定供給に

努めている。

また、漏水調査業務では、甲賀町及び甲南町の118kmの管路を調査し、地中漏水箇所を特定して早期に修繕工事を行い有収率の向上につなげている。

(4) 所見

水道技術管理者の資格取得を促進されたい。

石綿管の布設替え（撤去）は優先的に取り組まされたい。

下水道課

(1) 監査年月日

10月5日（木）

(2) 業務概要

下水道課の業務は、計画普及係が担当する下水道事業の計画、事業認可、普及啓発、宅内排水設備、指定工事店、浄化槽に関すること、施設維持係が担当する下水道施設の維持管理・修繕、下水道台帳に関すること、建設係が担当する下水道事業の設計・施工・監督に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む13人体制で行われている。

(3) 監査事項

公共下水道事業は、生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図ることを目的に整備を進めているが、4月1日現在の公共下水道処理人口普及率は、本市全域81.2パーセントであり県全体92.5パーセントと比べると開きがある。また、農業集落排水事業は山内地区農業集落排水処理場の機能強化工事を行うなど、継続的な維持管理により施設の機能を発揮させて適正な汚水処理に努めている。

水洗化率は微増傾向にあり、引き続き融資あっせんやリフォーム補助と併せて周知を図るにあたって、水洗化率が低く、今後率の向上が見込まれる地区や団地を、委託業者とともに重点的な啓発を実施している。なお、不明水対策については、昨年度に引き続き希望ヶ丘地区でマンホールの修繕を実施するとともに、老朽化した施設の調査、修繕にも取り組んでいる。

(4) 所見

土木施工管理技士等、業務に有益な資格の取得を促進されたい。

利子補給など様々な支援制度があるにも関わらず利用者がいないとのことだが、有効な制度と思われるので積極的に広報されたい。

行政委員会

選挙管理委員会事務局

(1) 監査年月日

11月16日(木)

(2) 業務概要

選挙管理委員会事務局の業務は、各選挙の執行とその附帯事務などであり、総務部次長(総務・人事担当)が事務局長を、総務部次長(財政・マネジメント推進・管財・税務担当)ほか部内課長及び課長補佐、総務課及び各地域市民センター職員、その他選挙管理委員会事務局経験者6人及び書記経験者5人が書記を併任しており、全50人体制で行われている。

(3) 監査事項

4月9日に執行された滋賀県議会議員一般選挙について、投票率は48.61パーセントであり前を下回った。また、期日前投票では投票所での事務の一部を業者に委託するなど、災害時であっても適正な選挙事務体制が取れるよう職員確保と体制づくりに取り組んでいる。

市内95の投票区域の見直しについては、附属機関として投票区域編成審議会を設置しており、今年度中の答申を予定している。

(4) 所見

選挙執行経費の縮減を図るには人件費の抑制が重要であるが、民間活力を生かすなど経費節減と労務管理を併せた効率化の検討をされたい。

投票区域編成審議会では様々な課題を検討されているところと思慮するが、審議結果については尊重の上、市民の理解を得ながら見直しを進められたい。

施設監査について

施設監査は6月7日に実施した。

子育て世代包括支援センターは平成29年4月、西部学校給食センターは令和2年4月に新設された施設で、ともに「子どもたちが、いきいきと健やかに、安心して夢を追いつづけることができる『子育て・教育NO. 1』のまち」の一翼を担う施設である。

子育て世代包括支援センター（こども政策部）

(1) 監査年月日

6月7日（水）

(2) 業務概要

子育て世代包括支援センターは、鹿深夢の森公園内の甲賀創健館を改修して設置された施設で、甲賀子育て支援センターと室内型多目的広場「てるてるパーク」からなっている。

職員は、所長1人、係長（甲賀保健センターと兼務）1人、会計年度任用職員（支援員・指導員）4人の合計6人である。

(3) 監査事項

妊娠期から出産、子育て期にわたるまで、切れ目なく総合的に子育て支援を行うワンストップ拠点としての役割を果たしている。愛称は「ここも〜り」。

地域子育て支援拠点事業では、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、交流の場の提供と交流の促進（子育てひろば）、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を行っている。

利用者支援事業（基本型）では、子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談業務や情報収集及び提供、利用支援を行っている。また、甲賀子育て応援団ネットワークの構成団体等との情報共有や課題の共有を行い、地域連携を図っている。

近年は、父親の育児参加へのサポート体制が整えられてきており、母親とともに来られることも増えてきたが、まだまだ父親の利用が少ない状況である。「パパの

オープンルーム」日を設けるなど、参加しやすくなるよう働きかけている。

(4) 所見

子育て支援センター、保健センター、包括支援センターにそれぞれの役割があるが、市民にとっては少し分かりにくい面がある。役割の整理や情報発信等を工夫されたい。

自由に遊べるといった子育て世代包括支援センターならではの魅力が市民に十分に伝えられるよう情報発信等に努められたい。

相談業務について、来所や電話相談に至らない市民の隠れた困りごとをどのように拾うのが課題であり、SNSやメールを有効に活用できるよう工夫されたい。

西部学校給食センター（教育委員会事務局）

(1) 監査年月日

6月7日（水）

(2) 業務概要

西部学校給食センターは、水口・信楽地域の市立幼稚園・保育園・小中学校を配達範囲とし、調理能力約6,500食を有する学校給食施設である。

職員は、会計年度任用職員の所長1人、県派遣の栄養教諭2人の合計3人である。

(3) 監査事項

調理・洗浄業務は委託しており、栄養士7人、調理員33人が従事している。また、配達業務も委託しており、運転手6人で17箇所への配達を行っている。交通事情により遅れることがないよう細心の注意を払っている。

アレルギー対応給食提供事業として、代替食対応申請のあった児童生徒及び職員に対してマニュアルに基づいて代替食を提供することにより、安全安心な食育環境の向上を図っており、今年度は、卵やパン、麺、ナンの代替に対応している。申請件数は年々増加しており、受付や許可、対応における事務量が膨大であり、かつ年度末年度初めに事務が集中するため対応に苦慮している。

夏季給食事業として、学校給食センターから給食を提供している保育園に対して、小中学校の夏季休業期間中に給食を提供し、自園給食実施園との不均衡を是正

させている。夏季休業期間中は栄養教諭の本来業務管轄外となるため保育幼稚園課との連携強化が必要となっている。

今年度4月に給食コンテナ搬出プラットホームから修繕委託業者作業員の転落死亡事故が発生しており、再発防止の対策を求めている。

(4) 所見

教育総務課は、巡回指導及び監視指導を年に1度学校を訪問して行い、その結果を記録されたい。

食物アレルギー対応については、ミスは絶対に起こらないということはなく、ミスが起こったら今後どうしていくのかという分析が重要になるので、些細なことであっても学校からの報告を把握されたい。なお、西部と東部の学校給食センターで管轄は異なるが、共通の事柄として捉えるため、教育委員会事務局で取りまとめを行うなど情報共有の工夫をされたい。また、食物アレルギー対応の申請や決定事務についても合理的な方法を検討されたい。

食物アレルギー対応マニュアルでは各学校に学校長を責任者とする対応委員会を校内に設置することになっている。リスク軽減のための情報共有など、実際に機能することが重要であるので教育委員会事務局で状況を確認されたい。